

事務連絡  
令和4年9月27日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部  
（医療班）

令和4年9月28日以降の新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する  
調査報告依頼について

「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和2年4月26日付け事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等についてご報告をお願いしており、「第23回目以降の新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和2年9月29日付け事務連絡）において、第23回（令和2年9月30日（水）0時時点）以降の報告はG-MISにてご報告いただいています。

今般、「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月12日付け事務連絡、同月22日最終改正）においてご連絡した、全数届出の見直し後の運用等を踏まえ、本調査においても調査項目の一部を見直します。

については、各都道府県におかれましては、管内の保健所設置市及び特別区並びに医療機関及び健康フォローアップセンター等と連携の上、下記のとおりご対応いただくようお願いいたします。

また、本調査結果については、公表を前提に取り扱うことを申し添えます。

なお、本事務連絡における下線部分は、今般の全数届出の見直しその他所要の整備に伴い、従前の取扱いから変更が生じる点についてお示しする趣旨であることを、申し添えます。

記

1. 調査内容

1-1. 新型コロナウイルス感染症患者の療養状況について

(1) 療養者数

貴都道府県の2.の調査時点における、新型コロナウイルス感染症療養者の数

※ (1)は(2)～(6)を合計した数から、確保病床に位置づけられた臨時の医療施設・入院待機施設に入院している者の数及び確保居室に位置づけられた臨時

の医療施設・入院待機施設に宿泊している者の数を控除した数として、機械的に算出する。

※ (2)～(6)について、全ての項目に回答すること。

(2) 入院者数

①-1 : (1) の療養者のうち、調査時点で、病院又は診療所に入院している者の数

※ 入院者については、入院している病床が確保病床(いずれかのフェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、患者受入れを行うことについて医療機関と調整済の病床をいう。以下同じ。)か否かにかかわらず、一律に入院者として計上すること。具体的には、クラスターの発生等により新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関以外の医療機関で入院療養を続けている患者や、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関が患者増加に伴い、あらかじめ確保した病床分以上の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている場合についても、全て入院者として計上すること。

①-2 : ①-1のうち、確保病床に入院している者の数

※ 確保病床に入院している者の数は、都道府県内の個々の医療機関における入院患者数を、当該医療機関の確保病床数を上限に計上し、これらを合計した数とすること。個々の医療機関における入院患者数が当該医療機関の確保病床数を上回っている場合には、具体的に確保病床に入院している患者の数を把握可能な場合は当該患者数を、把握不能な場合は確保病床数を、確保病床に入院している者の数として計上すること。

なお、ここでいう確保病床数は、①-1に記載した定義によるものであり、必ずしも現時点のフェーズの即応病床数を指すものではないことに留意すること。

※ 確保病床に入院している者の数には、退院基準を満たしているが退院できずに確保病床で引き続き入院療養を続けている者を含むこと。

※ なお、確保病床に入院している者の数を確保病床数で除した割合を、「確保病床使用率」として公表する。

②-1 : ①-1のうち、重症者の数

※ 重症者とは、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き」の「4. 重症度分類とマネジメント」で示されている「重症」に分類される、「ICUに入室又は人工呼吸器が必要」な者としてすること。

※ ここでいう「ICUに入室が必要」とは、診療報酬上の定義により「特定集中治療室管理料」、「救命救急入院料」、「ハイケアユニット入院医療管理料」、「脳卒中ケアユニット入院医療管理料」、「小児特定集中治療室管理料」、「新生児特定集中治療室管理料」、「総合周産期特定集中治療室管理料」又は「新生児治療回復室入院管理料」の区分にある病床での治療が必要な患者のことを指すものとしてすること。

②-2 : ②-1のうち、重症者用病床たる確保病床に入院している重症者の数

- ※ 重症者用病床とは、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」の「4. 重症度分類とマネジメント」で示されている「重症」分類と同様、単なる病床の区分で判断するのではなく、「ICU に入室又は人工呼吸器が必要」な重症者の治療ができる設備・医療従事者の体制が確保されている病床を重症者用病床とすること。
- ※ 重症者用病床たる確保病床に入院している者の数は、都道府県内の個々の医療機関に入院中の重症者数を、当該医療機関の重症者用病床たる確保病床数を上限に計上し、これらを合計した数とすること。個々の医療機関に入院中の重症者数が当該医療機関の重症者用病床たる確保病床数を上回っている場合には、具体的に重症者用病床たる確保病床に入院している重症者の数を把握可能な場合は当該患者数を、把握不能な場合は重症者用病床たる確保病床数を、重症者用病床たる確保病床に入院している者の数として計上すること。
- ※ なお、重症者用病床たる確保病床に入院している者の数を重症者用病床たる確保病床数で除した割合を、「重症者用病床の確保病床使用率」として公表する。

(3) 宿泊療養者数（宿泊療養施設で療養を行っている患者の数）

(1) の療養者のうち、調査時点で、宿泊療養施設での安静・療養（以下「宿泊療養」という。）を行っている者の数

(4) 臨時の医療施設・入院待機施設療養者数

(1) の療養者のうち、調査時点で、確保病床又は確保居室に位置づけられた臨時の医療施設等に入院している者とそのいずれにも位置づけられていない施設等で療養している者の合計の数

(5) 自宅療養者等数（自宅等で療養を行っている患者の数）

①-1：(1) の療養者のうち、調査時点で、自宅等（社会福祉施設等の入所施設・居住系サービスなど、自宅に準ずる施設等を含む。）での安静・療養（以下「自宅療養」という。）を行っている者の数

※ 直近1週間（調査日を含む前1週間）の新規陽性者数の合計から、(2)、(3)、(4)、(6)を控除し、確保病床に位置づけられた臨時の医療施設・入院待機施設に入院している者の数及び確保居室に位置づけられた臨時の医療施設・入院待機施設に宿泊している者の数を加えた数（この方法によらずに自宅療養を行っている患者の具体的な数を把握可能な場合は当該患者数）を計上すること。

①-2：①-1のうち、社会福祉施設等の入所施設・居住系サービスなど、自宅に準ずる施設等での安静・療養を行っている者の数

(6) 療養先調整中の人数

①-1：(1) の療養者のうち、調査時点で、発生届の対象となる者について、「療養場所の種別（入院、宿泊療養、自宅療養）」の決定がなされておらず調整中の者と、

療養場所の種別は決定したが、「具体的な受入れ先医療機関や受入れ先宿泊療養施設等の療養先」の決定がなされておらず調整中の者の合計を計上すること。

※ 療養場所の種別や具体的な療養先の決定がなされていない患者が自宅で待機していたとしても、自宅療養の決定がされていない場合には、(5) 自宅療養者数ではなく、こちらで計上すること。

(参考)「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」(令和4年9月12日付け事務連絡、同月22日最終改正)

①-2 : ①-1のうち、療養場所の種別が「入院」と決定したが、調査時点で受入れ先医療機関が決定していない者の数

## 1-2. 新型コロナウイルス感染症患者の病床数等について

(1) 病床確保状況について :

- ① 病床確保計画における現在のフェーズ
- ② 現在のフェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことが可能又は既に受入を行っている病床数(即応病床数)

(2) 重症者用病床の確保状況について :

- ① 病床確保計画における現在のフェーズ
- ② 現在のフェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことが可能又は既に受入を行っている重症者用病床数(即応病床数)

※ 重症者用病床とは、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」の「4. 重症度分類とマネジメント」で示されている「重症」分類と同様、単なる病床の区分で判断するのではなく、「ICUに入室又は人工呼吸器が必要」な重症者の治療ができる設備・医療従事者の体制が確保されている病床を重症者用病床とすること。(再掲)

(3) 宿泊療養施設の確保状況について

- ① 宿泊療養施設確保計画における現在のフェーズ
- ② 現在のフェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことが可能又は既に受入を行っている宿泊療養施設居室数(即応居室数)

※ 居室数については宿泊療養者が入室可能な室数のみを計上し、ゾーニングやスタッフの待機室等により、実際に宿泊療養者が使用しない居室は含まないこと。

(4) 臨時の医療施設・入院待機施設の確保状況について

- ① 臨時医療施設等確保計画における現在のフェーズ
- ② 現在のフェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれ

ば、即時患者受入れを行うことが可能又は既に受入を行っている定員数（即応定員数）

## 2. 回答方法

- 調査時点は、令和4年9月28日水曜日0時時点とし、これ以降毎週水曜日0時時点とします。なお、見直しを行った項目の中で、直ちに報告が難しいものがある場合は、個別にご相談ください。
- 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」にてご報告ください。
- G-MISの入力方法については、厚生労働省ホームページに掲載しているマニュアル <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000720471.pdf> をご参照ください。

## 3. 報告に当たっての留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の状況も含めて、都道府県からまとめてご報告をお願いします。
- 発生届の提出先と療養先の保健所が管轄を跨ぎ、移管手続きが行われる場合においては、移管手続きが終わるまでは、発生届を扱う保健所の人数として計上し、移管手続き後に移管後の保健所の人数として計上してください。

## 4. 照会先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療班

代表 03-5253-1111（内線：8048）

直通 03-3595-3205

メールアドレス corona-iryou11@mhlw.go.jp

以上